



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成18年2月21日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき「仮称リサイクルパークあさお建設事業」に係る条例見解書の縦覧を次のとおり行います。「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市 川崎市長 阿部 孝夫 川崎市川崎区宮本町1番地
	指定開発行為の名称	仮称リサイクルパークあさお建設事業
	指定開発行為の種類	・都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為） ・廃棄物処理施設の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区王禅寺1285番地ほか （区域面積：約5.5ha）
	指定開発行為の目的	一般廃棄物処理施設の新設
	指定開発行為の内容	・処理能力 ごみ焼却処理施設 450t / 24時間、粗大ごみ処理施設 55t / 5時間、リサイクル施設 92t / 5時間
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成19年度、完了予定：平成26年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成18年2月21日（火）から平成18年3月22日（水）まで（土曜日、日曜日等閉庁日は除く、ただし川崎市ヨネッティ-王禅寺は毎週水曜日の休館日のみ除き、町田市三輪センターは第三水曜日の休館日のみ除く） 時間：午前8時30分から午後5時まで （横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで）
	縦覧場所	川崎市：宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、多摩区役所、多摩区役所生田出張所、麻生区役所、ヨネッティ-王禅寺、川崎市役所（環境局環境評価室） 横浜市：青葉区役所、横浜市役所（環境創造局環境影響評価課） 町田市：三輪センター、境川クリーンセンター（環境保全課）
	条例公聴会の開催について	・条例準備書関係住民から条例公聴会の開催申出があった場合で市長が必要と認めるときは、その開催について公告します。 ・条例公聴会開催申出書の提出期限：平成18年3月22日（水）まで（郵送の場合は3月22日消印有効） ・申出書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意しています。
	申出書提出先・問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm
今後の手続きの流れ	条例公聴会開催の申出がある場合	<p>↓</p> <p>条例公聴会の開催</p> <p>↓</p> <p>川崎市環境影響評価審議会での審議</p> <p>↓</p> <p>条例審査書の公告</p> <p>↓</p> <p>条例評価書の公告</p>
	申出がない場合	<p>市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べるすることができます。</p> <p>環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。</p> <p>上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。</p> <p>条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。</p>